

掛川市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第21条第1項に規定する都市計画の変更に対する住民の意見を反映させるため、下記1のとおり公聴会を開催するので、掛川市都市計画公聴会規則（平成17年掛川市規則第105号）第2条の規定により公告するとともに、法第21条第2項において準用する法第17条第1項の規定により変更しようとする都市計画の案を下記2のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、公聴会において意見を述べようとする者は、公聴会の開催期日前1週間までに、意見の要旨及び理由並びに氏名、住所及び職業を記載した書面（以下「公述書」という。）を市長に提出しなければならない。

平成28年9月12日

掛川市長 松井三郎

1 公聴会の日時、場所及び変更しようとする都市計画の案の概要

(1) 日時

平成28年9月30日（金） 午前10時から

(2) 場所

掛川市役所4階 会議室6（〒436-8650 掛川市長谷一丁目1番地の1）

(3) 変更しようとする都市計画の案の概要

東遠広域都市計画 土地区画整理事業の変更（下垂木地区）

詳細は、縦覧に供する変更後の都市計画の案のとおり

2 変更後の都市計画の案の縦覧

(1) 縦覧期間

平成28年9月12日（月）から平成28年9月26日（月）まで（閉庁日及び職員の勤務時間外を除く。）

(2) 縦覧場所

掛川市役所都市建設部都市政策課（〒436-8650 掛川市長谷一丁目1番地の1）

3 公述書の提出

(1) 提出先

変更後の都市計画の案の縦覧場所と同じ。

(2) 提出期限

平成28年9月23日（金）

掛川市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第21条第1項に規定する都市計画の変更に対する住民の意見を反映させるため、下記1のとおり公聴会を開催するので、掛川市都市計画公聴会規則（平成17年掛川市規則第105号）第2条の規定により公告するとともに、法第21条第2項において準用する法第17条第1項の規定により変更しようとする都市計画の案を下記2のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、公聴会において意見を述べようとする者は、公聴会の開催期日前1週間までに、意見の要旨及び理由並びに氏名、住所及び職業を記載した書面（以下「公述書」という。）を市長に提出しなければならない。

平成28年9月12日

掛川市長 松井 三郎

1 公聴会の日時、場所及び変更しようとする都市計画の案の概要

(1) 日時

平成28年9月30日（金） 午前10時から

(2) 場所

掛川市役所4階 会議室6（〒436-8650 掛川市長谷一丁目1番地の1）

(3) 変更しようとする都市計画の案の概要

東遠広域都市計画 公園の変更（下垂木地区）

詳細は、縦覧に供する変更後の都市計画の案のとおり

2 変更後の都市計画の案の縦覧

(1) 縦覧期間

平成28年9月12日（月）から平成28年9月26日（月）まで（閉庁日及び職員の勤務時間外を除く。）

(2) 縦覧場所

掛川市役所都市建設部都市政策課（〒436-8650 掛川市長谷一丁目1番地の1）

3 公述書の提出

(1) 提出先

変更後の都市計画の案の縦覧場所と同じ。

(2) 提出期限

平成28年9月23日（金）

掛川市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第21条第1項に規定する都市計画の変更に対する住民の意見を反映させるため、下記1のとおり公聴会を開催するので、掛川市都市計画公聴会規則（平成17年掛川市規則第105号）第2条の規定により公告するとともに、法第21条第2項において準用する法第17条第1項の規定により変更しようとする都市計画の案を下記2のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、公聴会において意見を述べようとする者は、公聴会の開催期日前1週間までに、意見の要旨及び理由並びに氏名、住所及び職業を記載した書面（以下「公述書」という。）を市長に提出しなければならない。

平成28年9月12日

掛川市長 松井 三郎

1 公聴会の日時、場所及び変更しようとする都市計画の案の概要

(1) 日時

平成28年9月30日（金） 午前10時から

(2) 場所

掛川市役所4階 会議室6（〒436-8650 掛川市長谷一丁目1番地の1）

(3) 変更しようとする都市計画の案の概要

東遠広域都市計画 道路の変更（下垂木地区）

詳細は、縦覧に供する変更後の都市計画の案のとおり

2 変更後の都市計画の案の縦覧

(1) 縦覧期間

平成28年9月12日（月）から平成28年9月26日（月）まで（閉庁日及び職員の勤務時間外を除く。）

(2) 縦覧場所

掛川市役所都市建設部都市政策課（〒436-8650 掛川市長谷一丁目1番地の1）

3 公述書の提出

(1) 提出先

変更後の都市計画の案の縦覧場所と同じ。

(2) 提出期限

平成28年9月23日（金）

掛川市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第21条第1項に規定する都市計画の変更に対する住民の意見を反映させるため、下記1のとおり公聴会を開催するので、掛川市都市計画公聴会規則（平成17年掛川市規則第105号）第2条の規定により公告するとともに、法第21条第2項において準用する法第17条第1項の規定により変更しようとする都市計画の案を下記2のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、公聴会において意見を述べようとする者は、公聴会の開催期日前1週間までに、意見の要旨及び理由並びに氏名、住所及び職業を記載した書面（以下「公述書」という。）を市長に提出しなければならない。

平成28年9月12日

掛川市長 松井 三郎

1 公聴会の日時、場所及び変更しようとする都市計画の案の概要

(1) 日時

平成28年9月30日（金） 午前10時から

(2) 場所

掛川市役所4階 会議室6（〒436-8650 掛川市長谷一丁目1番地の1）

(3) 変更しようとする都市計画の案の概要

東遠広域都市計画 用途地域の変更（下垂木地区）

詳細は、縦覧に供する変更後の都市計画の案のとおり

2 変更後の都市計画の案の縦覧

(1) 縦覧期間

平成28年9月12日（月）から平成28年9月26日（月）まで（閉庁日及び職員の勤務時間外を除く。）

(2) 縦覧場所

掛川市役所都市建設部都市政策課（〒436-8650 掛川市長谷一丁目1番地の1）

3 公述書の提出

(1) 提出先

変更後の都市計画の案の縦覧場所と同じ。

(2) 提出期限

平成28年9月23日（金）

掛川市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第16条第1項の規定より公聴会を開催するので、掛川市都市計画公聴会規則（平成17年掛川市規則第105号）第2条の規定により下記1のとおり公告するとともに、法第17条第1項の規定により決定しようとする都市計画の案を下記2のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、公聴会において意見を述べようとする者は、公聴会の開催期日前1週間までに、意見の要旨及び理由並びに氏名、住所及び職業を記載した書面（以下「公述書」という。）を市長に提出しなければならない。

平成28年9月12日

掛川市長 松井三郎

1 公聴会の日時、場所及び決定しようとする都市計画の案の概要

(1) 日時

平成28年9月30日（金） 午前10時から

(2) 場所

掛川市役所4階 会議室6（〒436 - 8650 掛川市長谷一丁目1番地の1）

(3) 決定しようとする都市計画の案の概要

東遠広域都市計画 地区計画（下垂木地区）

詳細は、縦覧に供する都市計画の案のとおり

2 都市計画の案の縦覧

(1) 縦覧期間

平成28年9月12日（月）から平成28年9月26日（月）まで（閉庁日及び職員の勤務時間外を除く。）

(2) 縦覧場所

掛川市役所都市建設部都市政策課（〒436 - 8650 掛川市長谷一丁目1番地の1）

3 公述書の提出

(1) 提出先

都市計画の案の縦覧場所と同じ。

(2) 提出期限

平成28年9月23日（金）